

渥美地区のごみの搬入場所が変わります！

渥美資源化センターに「一般廃棄物ストックヤード」が完成しました。今まで渥美最終処分場（和地町）で受け入れていた、もやせないごみ・粗大ごみ・資源ごみなどは、4月1日から渥美資源化センターで受け入れます。また、搬入場所の変更に伴い、渥美最終処分場への搬入はできなくなります。ご注意ください。

清掃管理課
☎27局0003 FAX27局0003
渥美資源化センター
☎32局3322 FAX32局3566

4月1日から「事業系ごみ」が有料になります！

事業系ごみとは、商店・事務所・飲食店・農漁業など事業活動から出るごみのことです。

事業系ごみは自己処理することになっており、各地区のごみステーションへ出すことはできません。ご注意ください。

自己処理できない場合は、処理施設へ自己搬入するか収集運搬許可業者に依頼してください。

もやせないごみ 炭生館へ搬入

粗大ごみなど 各資源化センターおよび赤羽根環境センターへ搬入
枝木・竹・草（事業所の維持管理により発生したものに限り）
赤羽根環境センターへ搬入

これらのごみは、処理手数料（10円/kg）が掛かります。

処理手数料は、現金または納付書で納付することができます。搬入時または月締めで徴収します。

収集運搬を委託されている方は、今までの収集運搬代に処理手数料が加算されます。

事業系一般廃棄物搬入届出書の事前提出のお願い

事業系一般廃棄物収集運搬業者・直接搬入する事業者を事前登録することで、計量および料金徴収事務の時間短縮を図ることができます。月複数回搬入がある場合は、事前に廃棄物搬入届出書を提出してください（届出書は搬入先に必要です）。

廃棄物搬入届出書配布場所および提出先
清掃管理課・東部資源化センター・赤羽根環境センター・渥美資源化センター・田原リサイクルセンター 炭生館 その他詳しくはお問い合わせください。

清掃管理課

☎27局0003 FAX27局0003

税務職員、社会保険事務所職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

最近、税務職員や社会保険事務所職員を装いATM（現金自動預け払い機）を操作させ、振り込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。ご注意ください。

金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

還付金などの受け取りのためにATMの操作を求めることはありません



不審な点があるときはお問い合わせください。

豊橋税務署

☎0532)52局6201 FAX(0532)54局5990

豊橋社会保険事務所

☎0532)33局4111 FAX(0532)33局3411

税

TAX

渥美地域都市計画税の課税

平成19年度から、渥美地域（高木町・折立町・古田町・福江町・保美町）の市街化区域内の土地・家屋に対して、都市計画税が課税されます。都市計画税は、住み良い街づくりを目的として行う、都市計画事業などに要する費用の一部を負担していた

いただくために設けられた目的税です。納税義務者＝市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者 税額＝課税標準額×税率（0・25％）申告と納税＝申告の必要はありません。固定資産税と併せて納税額を通知しますので、納期限までに納めてください。 その他詳しくはお問い合わせください。

税務課

☎23局3510 FAX23局0180

